

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付規程

令和7年5月28日 EIC 第70528001号
改定 令和7年9月2日 EIC 第70902002号
一般財団法人 環境イノベーション情報機構 制定

令和7年5月28日環技業（7t 共）第25052801号
改定 令和7年9月2日 環技業（7t 共）第25090201号
一般社団法人 環境技術普及促進協会 制定

（通則）

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）交付要綱（令和7年2月25日 環地温発第2502251号。以下「交付要綱」という。）及び民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業実施要領（令和7年2月25日 環地温発第2502251号。以下「実施要領」という。）の規定（以下「法令等」という。）によるほか、この規程の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、一般財団法人環境イノベーション情報機構（以下「機構」という。）が行う間接補助金（以下「補助金」という。）を交付する事業の手続等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

（交付の対象）

第3条 機構は、前条の目的を達成するため、実施要領第3の（1）に規定する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において機構が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、環境大臣（以下「大臣」という。）からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙1の2に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、次の各号のいずれかにより申請するものとする。

一 2者以上の事業者のうち、代表者が補助金を申請し、代表者を交付の対象者とする。代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はその財産を取得する者に限る。この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業の実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。

二 2者以上の事業者が共同で補助金を申請し、それぞれを交付の対象者とする。この場合において、それぞれの事業者は補助事業の実施に係る責を連帯して負うものとし、いずれかの事業者が本規程に違反した場合についても共同で申請した者がその責を負う場合がある。

4 他の法令又は予算制度に基づき、国の負担又は補助を得て実施する事業等については、交付の対象としない。

- 5 別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業については、交付の対象としない。
- 6 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙1に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる間接補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を機構に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を機構に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 機構は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は交付の決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

3 機構は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約にすることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を機構に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2か月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、機構の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を機構に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく様式第9による名称変更等報告書により機構に報告しなければならない。
- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年又は第十四号で定める財産を取得した場合は同号の期間が経過するまでの間のいずれか長い期間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 機構は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第10による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに機構に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 機構は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 機構は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を機構に納付させることができる。
- 十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、

補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、様式第11による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業で取得した財産である旨を明示するとともに、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、機構の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、機構が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した延滞金を徴するものとする。

十五 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてカーボン・クレジットとして登録を行ってはならない。

十六 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には機構が別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十七 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する二酸化炭素削減効果に関する効果検証等において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から指示があった場合には、必要な情報を提供しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を機構の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

3 機構が第11条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が機構に対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、機構は次に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次に掲げる異議を留めるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が機構に対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

一 機構は、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。

二 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。

三 機構は、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 4 第2項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、機構が行う弁済の効力は、機構が支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって機構に交付申請の取下げを申し出なければならない。

(補助事業の遂行の命令等)

第10条 機構は、第8条第1項第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

- 2 大臣又は機構は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の2月10日のいずれか早い日までに様式第12による完了実績報告書を機構に提出しなければならない。なお、第8条第1項第十四号に定める様式第11による取得財産等管理台帳がある場合、当該台帳を併せて提出しなければならない。

- 2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第13による年度終了実績報告書を機構に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 機構は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第1項第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第14による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

- 2 機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、機構が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第15による精算（概算）払請求書を一般社団法人環境技術普及促進協会に提出しなければならない。

（交付決定の取消等）

第14条 機構は、第8条第1項第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく機構の指示等に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行することができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 五 補助事業者が、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

- 2 機構は、前項の取消を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 3 機構は、前項の補助金の全部又は一部の返還を命じる場合は、第1項第四号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金を補助事業者が受領した日から返還の日までの日数に応じて、返還の額（その一部を返還した場合におけるその後の期間については、既返還額を控除した額）に年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命じることができる。

- 4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

（翌年度における補助事業の開始）

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第16による翌年度補助事業開始承認申請書を機構に提出して承認を受けなければならない。

（事業報告書の提出）

第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から3年間、年度ごとに当該補助事業による過去1年間の二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を当該年度の翌年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければならない。また、補助事業が3月30日以前に完了した場合は、補助事業の完了の日から当該年度の3月31日までの二酸化炭素削減効果等に係る事業報告書を翌々年度の4月30日までに大臣又は大臣の指定する者に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

（電磁的方法による申請）

第17条 申請者又は補助事業者は、第5条の規定に基づく交付の申請、第6条の規定に基づく変更交付の申請、第9条の規定に基づく申請の取下げ、第8条第1項第三号の規定に基づく計画変更の申請、同項第四号の規定に基づく中止又は

廃止の申請、同項第五号の規定に基づく事業遅延の報告、同項第六号の規定に基づく状況報告、同項第七号の規定に基づく名称変更等の報告、同項第十号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、同項第十四号の規定に基づく財産の処分の承認申請、第11条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告及び取得財産等管理台帳、又は第13条第2項の規定に基づく支払請求（以下「交付申請等」という。）については、電磁的方法（適正化法第26条の3の規定に準じて機構が定めるものをいう。以下、同じ。）により行うことができる。

- 2 機構は、前項の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電磁的方法により行うことができる。
- 3 機構、申請者及び補助事業者は、原則として、前2項に定めるとおり電磁的方法により交付申請等を行うこととするが、電磁的方法によることができないとき又は電磁的記録（適正化法第26条の2の規定に準じて機構が定めるものをいう。以下、同じ。）を提出できないときは、交付規程に定める様式による書面の提出又は機構が定める方法で手続きを行うことができる。

（秘密の保持）

第18条 機構は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って機構に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

（暴力団排除に関する誓約）

第19条 申請者は、別紙2の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他）

第20条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、機構が別に定める。

附則

- 1 この規程は、令和7年5月28日から施行する。
- 2 前年度から継続実施する補助事業（以下「継続事業」という。）を行う者（以下「継続事業者」という。）が、前年度事業の交付規程に基づき翌年度における補助事業の開始に係る承認を受けている場合は、本年度において機構が大臣から交付決定を受けた日から、継続事業者が本年度における継続事業に係る交付決定を受ける日の前日までの間において、継続事業を開始することができる。
- 3 この交付規程による規定は、令和7年度予算に係る補助金から適用し、令和6年度補正予算以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

附則

- 1 この規程は、令和7年9月2日から施行する。
- 2 この交付規程による規定は、施行の日以後に行われる間接補助金の交付の手続き等から適用し、同日以前に行われた間接補助金の交付の手続き等については、なお従前の例による。

別表第 1

1 間接補助事業	2 間接補助対象経費	3 基準額	4 交付額の算定方法
ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 （企業等の需要家の実情に応じて停電時にも必要な電力を供給できる機能を有した自家消費型太陽光発電設備や定置用蓄電池、車載型蓄電池※1等の導入を行う事業※2※3）	事業を行うために必要な工事費（本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費）、設備費、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で執行団体が承認した経費（間接補助対象経費の内容については、別表第 2 に定めるものとする。）	・太陽光発電設備 定額（4 万円/kW。ただし、オンサイト PPA モデル※4 又はリースモデルの場合は 5 万円/kW、戸建て住宅に限り 7 万円/kW） ・定置用蓄電池（業務・産業用）※5 定額（定置用蓄電システムの目標価格※6 に 3 分の 1 を乗じて得た額。第 2 欄に掲げる間接補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額を上限額とする） ・定置用蓄電池（家庭用）※5 定額（定置用蓄電システムの目標価格※6 に 3 分の 1 を乗じて得た額。第 2 欄に掲げる間接補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額を上限額とする） ・車載型蓄電池 定額（蓄電池容量（kWh）の 2 分の 1 に 4 万円を乗じて得た額。最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする） ・充放電設備（公共施設・災害拠点） 機器費 2 分の 1（最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする）及び設置工事費 定額（1 基あたり 95 万円を上限額とする）を合算した額 ・充放電設備（公共施設・災害拠点以外） 機器費 3 分の 1（最新の CEV 補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」を上限額とする）及び設置工事費 定額（1 基あたり 15 万円を上限額とする）を合算した額	ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第 2 欄に掲げる間接補助対象経費と第 3 欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとし、算出された額のうち、太陽光発電設備が 2,000 万円を超えた場合は太陽光発電設備に対し 2,000 万円を交付額とし、算出された額のうち、定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備の合計が 1,000 万円を超えた場合は定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備の合計に対し 1,000 万円を交付額とする。その上で、執行団体が必要と認めた額の方が少ない場合は、その額を交付額とする。

※1 車載型蓄電池（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車）は、外部給電が可能なもので、かつ、充放電設備を同時に導入する場合に限る。

※2 本事業は、蓄電池（V2H充放電設備含む）導入は必須とする。

※3 本事業は、太陽光発電の発電電力を系統に逆潮流しないものに限る（戸建て住宅は除く）。

※4 本事業において「オンサイトPPAモデル」とは、太陽光発電設備等の所有者等である発電事業者が、需要家の施設等に太陽光発電設備等を当該発電事業者の費用により設置し、所有（第三者所有）・維持管理等（維持管理を当該需要家が行う場合を含む。）をした上で、当該発電事業者が当該太陽光発電設備等から発電された電力を当該需要家に供給する契約方式をいう。

※5 定置用蓄電池の区分は下記のとおり。

区分	蓄電システム 機器仕様
業務・産業用	火災予防条例で定める安全基準の対象（蓄電池容量が 20kWh を超える）となる設備
家庭用	上記以外の蓄電池容量 20kWh 以下の設備

※6 経済産業省「定置用蓄電システム普及拡大検討会」を参考に、業務・産業用及び家庭用の目標価格がそれぞれ設定される。

別表第2

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容
工事費	本工事費	(直接工事費) 材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）などを参考の上、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用） ②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料） ③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費) 共通仮設費	①事業を行うために直接必要な機械器具などの運搬、移動に要する費用 ②準備、後片付け、整地などに要する費用 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修などに要する費用 ④技術管理に要する費用 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定すること。
		一般管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定すること。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事中機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及び試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料などの費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付けなどに要する経費をいう。

1 区分	2 費目	3 細分	4 内容												
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、間接補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費、その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。												
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、報酬・給料・職員手当（地方公共団体において会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。 事務費は、工事費、設備費及び業務費の金額に対して、次の表の区分ごとに定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。 <table><tr><th>号</th><th>区分</th><th>率</th></tr><tr><td>1</td><td>5,000 万円以下の金額に対して</td><td>6.5%</td></tr><tr><td>2</td><td>5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して</td><td>5.5%</td></tr><tr><td>3</td><td>1 億円を超える金額に対して</td><td>4.5%</td></tr></table>	号	区分	率	1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%	3	1 億円を超える金額に対して	4.5%
号	区分	率													
1	5,000 万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000 万円を超え 1 億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1 億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第3

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者に対する社会保険料と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額が分かる資料を添付すること。
		賃金・報酬・給料・職員手当		この費目から支弁される事務手続きのために必要な労務者（地方公共団体においては会計年度任用職員に限る。）に対する給与をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額が分かる資料を添付すること。
		諸謝金		この費目から支弁される事務手続きのために必要な諸謝金をいい、目的、人数、単価、回数が分かる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増などに係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続きのために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な業務の一部を外注する場合に発生する特殊な技能又は資格を必要とする業務に要する経費をいう。
		使用料及び賃借料		この費目から支弁される事務手続きのために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額が分かる資料を添付すること。
		消耗品費・備品購入費		この費目から支弁される事務手続きのために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額が分かる資料を添付すること。

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1. 対象事業の要件

〈補助対象設備の要件〉

本補助事業で導入する補助対象設備は、以下の各項目に定める要件をすべて満たす必要がある。

【補助対象設備全般に関わる事項】

- 太陽光発電設備の設置とともに、定置用蓄電池または車載型蓄電池を必ず導入すること。ただし、「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（ペロブスカイト太陽電池の社会実装モデルの創出に向けた導入支援事業）」（以下「ペロブスカイト事業」という）によりペロブスカイト太陽電池を設置する場合の事業に限り、併設型の定置用蓄電池のみを導入する申請を認める。なお、この場合の申請は、ペロブスカイト事業への交付申請を行い、かつ、交付決定通知を受けたものに限る。
- 本補助事業で導入する太陽光発電設備または蓄電池（定置用または車載型）により、非常時（停電時）に対象施設で必要な最低限の電力を供給できること。
- 本補助事業による温室効果ガス（CO₂）排出削減効果（以下「環境価値」という）が需要家に帰属すること。オンサイト PPA モデルの場合は、本補助事業による環境価値のうち、需要家に供給した電力量に紐づく環境価値は需要家に帰属させること。
- 補助対象設備の法定耐用年数が経過するまで、本補助事業により取得した環境価値についてカーボン・クレジットとして登録を行わないこと。
- 応募時に、設備の設置場所、補助事業者（代表申請者および共同申請者）、および需要家が確定していること。
- 本補助事業の実施にあたり、関係法令および基準（需要地が所在する都道府県および市区町村が定める条例を含む）を遵守すること。
- 補助対象設備は商用化されたものであり、導入実績があること。
- 本補助事業の実施に必要な資金を有する、または資金調達ができること。
- 本補助事業の実施に必要な体制が構築されていること。
- 国（環境省・経済産業省など）からの他の補助金・交付金を同一設備に対して併用するものでないこと。
- 本補助事業の進捗上、許認可や権利関係の調整に問題がないこと。調整を要する場合、当該調整が本補助事業の実施に影響を与えないようにすること。

【太陽光発電設備】

太陽光発電設備を導入する場合は、以下の要件を満たす必要がある。

- 戸建て住宅を除き、太陽電池出力が 10kW 以上であること。戸建て住宅の場合、太陽電池出力が 10kW 未

満であること。

- 対象施設におけるオンサイト（on-site）での自家消費を目的とした太陽光発電設備であること。自家消費率は50%以上であること。
- 戸建て住宅を除き、太陽光発電設備の発電電力を系統に逆潮流しないこと（余剰売電禁止）。
- 戸建て住宅を含め、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（平成23年法律第108号）に基づくFIT（固定価格買い取り制度）制度およびFIP（フィードインプレミアム）制度の認定を取得しないこと。
- 「電気事業法」（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないこと。

【定置用蓄電池】

定置用蓄電池を導入する場合は、以下の要件を満たす必要がある。

- 戸建て住宅を除き、蓄電池容量が15kWh以上であること。戸建て住宅の場合、蓄電池容量が15kWh未満であること。
- 本補助事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。ただし、ペロブスカイト事業によりペロブスカイト太陽電池を導入する場合は、当該ペロブスカイト太陽電池の付帯設備であること。

【車載型蓄電池】

車載型蓄電池を導入する場合は、以下の要件を満たす必要がある。

- 車載型の蓄電池を搭載し、外部給電が可能な電気自動車（EV）またはプラグインハイブリッド自動車（PHV）であること。
- 本補助事業で新たに充放電設備（V2H）と同時に導入すること。
- 最新の経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV 補助金」という）の補助対象車両であること。
- 本補助事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。

【充放電設備】

充放電設備を導入する場合は、以下の要件を満たす必要がある。

- 本補助事業で導入する太陽光発電設備の発電電力を本補助事業で導入する車載型蓄電池（EV・PHV）に充電できるものであること。
- 本補助事業で導入するEV・PHVに搭載された車載型の蓄電池から放電し、対象施設に電力を供給できるものであること。
- 最新のCEV 補助金の補助対象V2H 充放電設備であること。

- 本補助事業で導入する太陽光発電設備の付帯設備であること。

〈申請区分ごとの要件〉

各申請区分で申請するには、以下の各項目に定める要件をすべて満たす必要がある。

【オンサイトPPAモデル】

オンサイトPPAモデルで申請する場合は、以下の要件を満たす必要がある。

- 補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、補助金額の 5 分の 4 以上を毎月の請求額からの値引きなどにより需要家（共同事業者）に還元すること。

【自己所有モデル】

自己所有モデルで申請する場合は、以下の要件を満たす必要がある。

- 原則として、対象施設において太陽光発電設備の発電電力を実際に消費する需要家が当該設備の所有者となること。

【リースモデル】

リースモデルで申請する場合は、以下の要件を満たす必要がある。

- 補助対象設備の法定耐用年数が経過するまでに、補助金額の 5 分の 4 以上をリース料金の低減などにより需要家に還元すること。

2. 補助金の交付を申請できる者

本補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- 民間企業
- 個人事業主
- 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 21 条第 3 号チに規定される業務を行う地方独立行政法人
- 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人
- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 39 条に規定する医療法人

- 特別法の規定に基づき設立された協同組合・認可法人等
- 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人
- その他大臣の承認を得て機構が適当と認める者

3. 維持管理

補助事業により導入した取得財産等は、第8条第1項第十三号及び第十四号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

4. 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び機構の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

5. 複数年度事業の解除等

複数年度で事業を完成させることを前提として採択された事業について、翌年度以降に事業を解除等する場合には、過年度に交付した補助金の一部又は全部に相当する額を納付させる場合がある。

6. その他

太陽光発電設備などの使用の中断

補助対象設備の処分制限期間（法定耐用年数）において、需要家施設である店舗・工場などの廃止または改装に伴い、補助対象設備の使用を中断する場合は、使用再開の見込みがないまま設備が保管され続けることのないよう、店舗・工場などの廃止または改装から6か月を目安に、補助事業者は使用再開の見込みの時期、および再開までの適切な管理などに関する計画について、機構に報告を行う必要がある。

太陽光発電設備などの移転

補助対象設備の移転にあたり、以下の要件をすべて満たす場合に限り、補助金の交付の目的に反する使用（転用）にあらず、財産処分の手続きは要しないものとする。ただし、この場合であっても設備を移転する場合は、事前に機構に報告を行う必要がある。

- ・ 店舗・工場などの廃止または改装に伴う代替店舗・工場などへの移転であること。
- ・ 補助事業者（代表申請者および共同申請者）に変更がないこと。
- ・ 補助対象設備の移転に伴う使用の中断後、可及的速やかに使用が再開される、または上記「太陽光発電設備などの使用の中断」の計画について報告がなされるものであること。
- ・ 真にやむを得ない事情により、移転する場合であること。

ペロブスカイト事業との併用

ペロブスカイト事業によりペロブスカイト太陽電池を導入し、本補助事業により定置用蓄電池を導入した場合

は、太陽光発電設備の設備更新を行うなどして、本補助事業で導入した定置用蓄電池を処分制限期間使用し、完了実績報告時の二酸化炭素削減効果に関する目標を達成すること。

なお、設備更新を行う太陽電池は、ペロブスカイト太陽電池に限らないものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

〈様式一覧〉

様式第1	交付申請書（第5条関係）
別紙1	実施計画書
別紙2	経費内訳
様式第2	変更交付申請書（第6条関係）
様式第3	交付決定通知書（第7条関係）
様式第4	変更交付決定通知書（第7条関係）
様式第5	計画変更承認申請書（第8条関係）
様式第6	中止（廃止）承認申請書（第8条関係）
様式第7	遅延報告書（第8条関係）
様式第8	遂行状況報告書（第8条関係）
様式第9	名称変更等報告書（第8条関係）
様式第10	消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）
様式第11	取得財産等管理台帳（第8条関係）
様式第12	完了実績報告書（第11条関係）
別紙1	実施報告書
別紙2	経費内訳
様式第13	年度終了実績報告書（第11条関係）
様式第14	交付額確定通知書（第12条関係）
様式第15	精算（概算）払請求書（第13条関係）
様式第16	翌年度補助事業開始承認申請書（第15条関係）
様式第17	事業報告書（第16条関係）

様式第 1（第 5 条関係）

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 小林 正明 殿

申請者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付
申請書

令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付
規程第 5 条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

施設の名称：

1 補助事業の目的及び内容

別紙1 実施計画書のとおり

2 補助金交付申請額

太陽光発電設備	金	円
定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備	金	円
合計	金	円
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）		

3 補助事業に要する経費

別紙2 経費内訳のとおりに

4 補助事業の開始及び完了予定年月日

交付決定日 ～ 年 月 日

5 その他参考資料

(代表申請者) 本件責任者および担当者の氏名、連絡先など

(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：

(2) 担当者の所属部署・役職・氏名：

(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者（代表申請者）が申請すること。

2 「5 その他参考資料」として、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の3決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、3会計年度を経過していない場合には、直近の1～2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人の場合は住民票の写し）を添付すること（申請者が法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない）。

3 別紙1又は別紙2において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

別紙 1

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業） 実施計画書

〈1. 補助事業の目的〉

内容を確認の上、理解および賛同する場合は「✓」を選択すること。

1-1	本補助事業が自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池などの導入を行う事業に対し、その経費の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの導入および地域共生を加速化し、2050年カーボンニュートラルの実現に資することを目的としていることを理解し、目的に賛同した上で、本補助金を申請します。	
-----	--	--

〈2. 導入設備〉

導入設備の欄で「○」を選択すること。

		補助対象で導入	補助対象外で導入
2-1	太陽光発電設備	—	—
2-2	定置用蓄電池	—	—
2-3	車載型蓄電池	—	—
2-4	充放電設備	—	—

〈3. 補助事業の効果〉

確認事項に了承する場合は「✓」を選択すること。

3-1	CO ₂ 削減効果	「CO ₂ 削減効果計算表」のとおり	
3-2	CO ₂ 削減効果の確認事項	太陽光発電設備などが稼働した後、CO ₂ 削減量の実績値が完了実績報告書に記載した目標値を下回る状態が続く場合は、機構および環境大臣に改善計画書を提出します。その上で、補助金の返還が必要となった場合には、代表申請者の責任で交付規程に基づき、機構の指示に従い、補助金の返還手続きを確実に行います。	
3-3	電気料金削減額	「電気料金削減額計算表」のとおり	

〈4. 情報発信〉

URLなどを記入し、確認事項に了承する場合は「✓」を選択すること。

4-1	太陽光発電設備等の掲載 ウェブページのURL①	
4-2	太陽光発電設備等の掲載 ウェブページのURL②	
4-3	上記の補足事項	
4-4	情報発信の確認 事項	〈4-1～4-3〉に記入した内容は、確実に実行します。

〈5. 補助事業の実施体制〉

5-1	補助事業の実施体制	「補助事業の実施体制表」のとおり
-----	-----------	------------------

〈6. 環境問題・地方公共団体の許認可〉

6-1	太陽光パネルの反射光やパワーコンディショナーの騒音などにより、近隣住民などとのトラブル（環境問題）が生じる懸念	
6-2	【「有り」を選択した場合】講 じる対策・見通し	
6-3	設備設置にあたり、地方公共団体（都道府県、市区町村） の許認可	
6-4	【「必要」を選択 した場合】地 方公共団体の許 認可の見通し	

注 上記は参考書式であり、審査の効率化の観点から、一部変更する場合がある。

別紙2

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業） 経費内訳

		太陽光発電設備	定置用蓄電池	車載型蓄電池 充放電設備	合計	
1	(1) 総事業費	0	0	0	0	円
2	(2) 寄付金その他の収入	0	0	0	0	円
3	(3) 差引額	0	0	0	0	円
4-1	(4) 補助対象経費	0	0	0	0	円
4-2	(4') 補助対象外経費	0	0	0	0	円
5-1	太陽電池出力 / 蓄電池容量	0	0.0			kW / kWh
5-2	kW / kWhあたりの基準額	0	0			円/kW / 円/kWh
5-3	「5-1」×「5-2」	0	0			円
5-4	「4-1」の3分の1 ※小数第一位を切り捨て		0			円
5-5	(5) 基準額	0	0	0	0	円
6	(6) 選定額	0	0	0	0	円
7-1	(7) 補助基本額	0	0	0	0	円
7-2	(7') 千円未満切り捨て、上限額を踏まえた額	0		0	0	円
7-3	(7'') 執行団体が必要と認めた額				0	円
8	(8) 補助金所要額 (交付額)	0		0	0	円
9	執行団体が必要と認めた額との差額					

←補助対象外経費を含んだ金額であり、見積書の総額（税抜）と一致する金額であること。

←地方公共団体の補助金などに申請しない場合は「0円」、申請する場合はその金額を入力すること。

←(1)－(2)

←「太陽電池出力」は小数第一位を切り捨て / 「蓄電池容量」は小数第二位を切り捨て

✓「定置用蓄電池」の「(5) 基準額」は「5-3」と「5-4」の少ない方

←補助対象外の設備は0円となる。「車載型蓄電池、充放電設備」を補助対象設備として導入する場合は入力すること。

←(4) と (5) の少ない方

←(3) と (6) の少ない方

←(7')を千円未満切り捨て、「太陽光発電設備」は上限額2,000万円、「定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備」は合計で上限額1,000万円

←応募時は「空欄」とし、採択後は「採択額」、交付決定後は「交付決定額」を必ず入力すること。

←(7') と (7'') の少ない方

←(7'')－(8)

注1 記入した金額の根拠資料を添付すること。

注2 上記は参考書式であり、審査の効率化の観点から、一部変更する場合がある。

様式第2（第6条関係）

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 小林 正明 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 変更交付申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業を下記のとおり変更したいので、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付規程第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

施設の名称：

- 1 補助変更申請額 円
- 2 変更内容
- 3 変更理由

（注）具体的に記載すること。

（代表申請者）本件責任者および担当者の氏名、連絡先など （1）責任者の所属部署・役職・氏名： （2）担当者の所属部署・役職・氏名： （3）担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

- 注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が申請すること。
- 2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載すること。
- 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については変更前の金額と変更後の金額をそれぞれ記載すること。

様式第3（第7条関係）

識別番号	
番号	

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付 第 で交付申請のあった令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業については、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付規程（令和 年 月 日 EIC 第 号）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 小林 正明

記

施設の名称：

- 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付 第 号交付申請書のとおりである。
- 補助基本額及び補助金の額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによる。

太陽光発電設備	補助基本額	金	円	補助金の額	金	円
定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備	補助基本額	金	円	補助金の額	金	円
合計	補助基本額	金	円	補助金の額	金	円
- 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、年 月 日付 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）交付要綱（令和7年2月25日 環地温発第2502251号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）実施要領（令和7年2月25日 環地温発第2502251号）及び交付規程に従わなければならない。
- この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

本件責任者および担当者の氏名、連絡先など
(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：
(2) 担当者の所属部署・役職・氏名：
(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

様式第4（第7条関係）

識別番号	
番号	

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付 第 号で変更交付申請のあった令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業については、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業交付規程（令和 年 月 日 EIC 第 号）第7条第1項の規定により、年 月 日付 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 小林 正明

記

施設の名称：

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額	金	円	変更前補助金の額	金	円
変更後補助基本額	金	円	変更後補助金の額	金	円
増 減 額	金	円	増 減 額	金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、年 月 日付 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）交付要綱（令和7年2月25日 環地温発第2502251号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）実施要領（令和7年2月25日 環地温発第2502251号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は交付決定の日から15日以内とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

本件責任者および担当者の氏名、連絡先など
(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：
(2) 担当者の所属部署・役職・氏名：
(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 小林 正明 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 計画変更承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業の計画を下記のとおり変更したいので、令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付規程第 8 条第 1 項第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

施設の名称：

- 1 変更の内容
- 2 変更を必要とする理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

（代表申請者）本件責任者および担当者の氏名、連絡先など

（1）責任者の所属部署・役職・氏名：

（2）担当者の所属部署・役職・氏名：

（3）担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が申請すること。

2 事業の内容を変更する場合は、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。

3 経費の配分を変更する場合は、様式第1の別紙2に変更前の金額と変更後の金額をそれぞれ記載して添付すること。

識別番号

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 小林 正明 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 中止（廃止）承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付規程第8条第1項第四号の規定により関係書類を添えて申請します。

記

施設の名称：

- 1 中止（廃止）を必要とする理由
- 2 中止（廃止）の予定年月日
- 3 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 4 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 5 中止（廃止）後の措置

（代表申請者）本件責任者および担当者の氏名、連絡先など

（1）責任者の所属部署・役職・氏名：

（2）担当者の所属部署・役職・氏名：

（3）担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が申請すること。

2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を記載の上、中止（廃止）時の実施見込額を記載した書類を添付すること。

識別番号

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 小林 正明 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 遅延報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業の遅延について、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付規程第8条第1項第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

施設の名称：

- 1 遅延の原因及び内容
- 2 遅延に係る金額（交付決定額）
- 3 遅延に対して採った措置
- 4 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 5 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

（代表申請者）本件責任者および担当者の氏名、連絡先など

（1）責任者の所属部署・役職・氏名：

（2）担当者の所属部署・役職・氏名：

（3）担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が報告すること。

- 2 事業の進捗状況を示した工程表を当初と変更後を対比できるように作成し、添付すること。

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 小林 正明 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 遂行状況報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業の遂行状況について、令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付規程第 8 条第 1 項第六号の規定により下記のとおり報告します。

施設の名称：

記

経費の区分	交付決定額（円）	実施額（円）	遂行状況
計			

(代表申請者) 本件責任者および担当者の氏名、連絡先など
(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：
(2) 担当者の所属部署・役職・氏名：
(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が報告すること。

識別番号

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 小林 正明 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 名称変更等報告書

年 月 日付 第 号で令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業の交付決定の通知を受けたところ、当社は下記のとおり名称変更等したので、令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付規程第8条第1項第七号の規定により関係書類を添えて報告します。

記

施設の名称：

- 1 変更前後の名称
- 2 変更前後の住所
- 3 変更年月日
- 4 変更に至った経緯

（代表申請者）本件責任者および担当者の氏名、連絡先など

（1）責任者の所属部署・役職・氏名：

（2）担当者の所属部署・役職・氏名：

（3）担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が報告すること。

- 2 本報告に当たっては、変更後の登記事項証明書（商業・法人登記）を添付すること。

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 小林 正明 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業について、令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付規程第 8 条第 1 項第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

施設の名称：

1 補助金額（規程第12条第1項による額の確定額） 金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円

（代表申請者）本件責任者および担当者の氏名、連絡先など

（1）責任者の所属部署・役職・氏名：

（2）担当者の所属部署・役職・氏名：

（3）担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が報告すること。

2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第 11（第 8 条関係）

令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 取得財産等管理台帳

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 [円] 上段：税込み 下段：税抜き	金額 [円] 上段：税込み 下段：税抜き	取得年 月 日	耐用 年数	設置または 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が令和7年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付規程第8条第1項第十四号に規定する財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること。

3 単価は、設備の取得に係る経費（以下「設備取得費」という。）と設備取得費以外の経費（据付費、測量及び試験費、事務費等をいう。以下「諸経費」という。）の合計額とする。ただし、2つ以上の設備を整備する場合で諸経費がいずれの設備取得費に係るものか明らかでない場合は、設備取得費の比率で当該諸経費を按分し、算出する。

4 取得年月日は、原則として取得財産等の検収年月日を記載すること。

様式第 12（第 11 条関係）

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 小林 正明 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 完了実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業を完了（中止・廃止）しましたので、令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付規程第 11 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

施設の名称：

1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

太陽光発電設備	金	円
定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備	金	円
合計	金	円
（うち消費税及び地方消費税相当額		円）
（ 年 月 日 番 号）		

2 補助事業の実施状況

別紙1 実施報告書のとおり

3 補助金の経費収支実績

別紙2 経費内訳のとおり

4 補助事業の実施期間

年 月 日 ～ 年 月 日

5 添付資料

- (1) 完成図書（各種手続等に係る書面の写しを含む）
- (2) 写真（工程等が分かるもの）
- (3) その他参考資料（領収書等を含む）

（代表申請者）本件責任者および担当者の氏名、連絡先など

(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：

(2) 担当者の所属部署・役職・氏名：

(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が報告すること。

別紙 1

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業） 実施報告書

〈1. 補助事業の目的〉

内容を確認の上、理解および賛同する場合は「✓」を選択すること。

1-1	本補助事業が自家消費型の太陽光発電設備や蓄電池などの導入を行う事業に対し、その経費の一部を補助することにより、再生可能エネルギーの導入および地域共生を加速化し、2050年カーボンニュートラルの実現に資することを目的としていることを理解し、目的に賛同した上で、本補助金を申請します。	
-----	--	--

〈2. 導入設備〉

導入設備の欄で「○」を選択すること。

		補助対象で導入	補助対象外で導入
2-1	太陽光発電設備	—	—
2-2	定置用蓄電池	—	—
2-3	車載型蓄電池	—	—
2-4	充放電設備	—	—

〈3. 補助事業の効果〉

確認事項に了承する場合は「✓」を選択すること。

3-1	CO ₂ 削減効果	「CO ₂ 削減効果計算表」のとおり	
3-2	CO ₂ 削減効果の確認事項	太陽光発電設備などが稼働した後、CO ₂ 削減量の実績値が完了実績報告書に記載した目標値を下回る状態が続く場合は、機構および環境大臣に改善計画書を提出します。その上で、補助金の返還が必要となった場合には、代表申請者の責任で交付規程に基づき、機構の指示に従い、補助金の返還手続きを確実にを行います。	
3-3	電気料金削減額	「電気料金削減額計算表」のとおり	

〈4. 情報発信〉

URLなどを記入し、確認事項に了承する場合は「✓」を選択すること。

4-1	太陽光発電設備等の掲載 ウェブページのURL①	
4-2	太陽光発電設備等の掲載 ウェブページのURL②	
4-3	上記の補足事項	
4-4	情報発信の確認 事項	〈4-1～4-3〉に記入した内容は、確実に実行します。

〈5. 補助事業の実施体制〉

5-1	補助事業の実施体制	「補助事業の実施体制表」のとおり
-----	-----------	------------------

〈6. 環境問題・地方公共団体の許認可〉

6-1	太陽光パネルの反射光やパワーコンディショナーの騒音などにより、近隣住民などとのトラブル（環境問題）が生じる懸念	
6-2	【「有り」を選択した場合】講 じる対策・見通し	
6-3	設備設置にあたり、地方公共団体（都道府県、市区町村） の許認可	
6-4	【「必要」を選択 した場合】地 方公共団体の許 認可の見通し	

注1 交付申請時の実施計画書に添付した書類に変更がある場合、本報告書に変更後の書類を添付すること。

注2 上記は参考書式であり、審査の効率化の観点から、一部変更する場合がある。

別紙2

民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業） 経費内訳

		太陽光発電設備	定置用蓄電池	車載型蓄電池 充放電設備	合計	
1	(1) 総事業費	0	0	0	0	円
2	(2) 寄付金その他の収入	0	0	0	0	円
3	(3) 差引額	0	0	0	0	円
4-1	(4) 補助対象経費	0	0	0	0	円
4-2	(4') 補助対象外経費	0	0	0	0	円
5-1	太陽電池出力 / 蓄電池容量	0	0.0			kW / kWh
5-2	kW / kWhあたりの基準額	0	0			円/kW / 円/kWh
5-3	「5-1」×「5-2」	0	0			円
5-4	「4-1」の3分の1 ※小数第一位を切り捨て		0			円
5-5	(5) 基準額	0	0	0	0	円
6	(6) 選定額	0	0	0	0	円
7-1	(7) 補助基本額	0	0	0	0	円
7-2	(7') 千円未満切り捨て、上限額を踏まえた額	0		0	0	円
7-3	(7'') 執行団体が必要と認めた額				0	円
8	(8) 補助金所要額 (交付額)	0		0	0	円
9	執行団体が必要と認めた額との差額					

←補助対象外経費を含んだ金額であり、見積書の総額（税抜）と一致する金額であること。

←地方公共団体の補助金などに申請しない場合は「0円」、申請する場合はその金額を入力すること。

←(1)－(2)

←「太陽電池出力」は小数第一位を切り捨て / 「蓄電池容量」は小数第二位を切り捨て

✓「定置用蓄電池」の「(5) 基準額」は「5-3」と「5-4」の少ない方

←補助対象外の設備は0円となる。「車載型蓄電池、充放電設備」を補助対象設備として導入する場合は入力すること。

←(4) と (5) の少ない方

←(3) と (6) の少ない方

←(7')を千円未満切り捨て、「太陽光発電設備」は上限額2,000万円、「定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備」は合計で上限額1,000万円

←応募時は「空欄」とし、採択後は「採択額」、交付決定後は「交付決定額」を必ず入力すること。

←(7') と (7'') の少ない方

←(7'')－(8)

注1 記入した金額の根拠資料を添付すること。

注2 上記は参考書式であり、審査の効率化の観点から、一部変更する場合がある。

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 小林 正明 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 年度終了実績報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業の令和 年度における実績について、令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付規程第 11 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

施設の名称：

- 1 補助金の交付決定額及び交付決定年月日 金 円（ 年 月 日 番 号）
- 2 補助事業の実施状況

＊交付規程第8条第1項第五号の規定に基づき機構の指示を受けた場合は、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を含めること。

- 3 補助金の経費所要額実績 別紙のとおり

(代表申請者) 本件責任者および担当者の氏名、連絡先など
(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：
(2) 担当者の所属部署・役職・氏名：
(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が報告すること。

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		(5) 翌年度繰越額
(1) 補助対象経費の 区分	(2) 交付決定額	(3) 補助金受入額	(4) 支払実績額	
事業費				
事務費				
合 計				

識別番号	
番 号	

令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付 第 号で交付決定した令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業については、年 月 日付の完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付規程（令和 年 月 日 EIC 第 号）第 12 条第 1 項の規定により通知する。

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構
理事長 小林 正明

記

施設の名称：

確定額

太陽光発電設備	金	円
定置用蓄電池、車載型蓄電池、充放電設備	金	円
合計	金	円

（超過交付額が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定により 年 月 日までに返還することを命ずる。

※補助金の交付後、補助金で取得または効用の増加した財産（取得財産等）を当該取得財産等の処分制限期間（法定耐用年数）内に補助金の交付の目的に反して使用（転用）、譲渡、交換、貸し付け、担保提供、又は取り壊し（廃棄を含む）を行おうとするときは、事前に処分内容などについて機構の承認を受けなければならない。

本件責任者および担当者の氏名、連絡先など
(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：
(2) 担当者の所属部署・役職・氏名：
(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

様式第 15（第 13 条関係）

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

一般社団法人 環境技術普及促進協会

代表理事 水丸 隆雄 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 精算（概算）払請求書

年 月 日付 第 号で交付額確定（交付決定）の通知を受けた令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業の精算払（概算払）を受けたいので、令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付規程第 13 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

施設の名称：

- 1 請求金額 金 円
- 2 請求金額の内訳

（概算払の場合）（単位：円）

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④－⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④＝②＋③		
計						

（精算払の場合）（単位：円）

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①－②

- 3 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義
- 4 概算払を必要とする理由（概算払の請求をするときに限る）

(代表申請者) 本件責任者および担当者の氏名、連絡先など
(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：
(2) 担当者の所属部署・役職・氏名：
(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注 1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が請求すること。

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

一般財団法人 環境イノベーション情報機構

理事長 小林 正明 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業に係る翌年度補助事業開始承認申請書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業のうち、翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事業を開始する必要があるため、令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付規程第 15 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

施設の名称：

- 1 補助事業の概要
 - (1) 補助事業の概要
 - (2) 翌年度における補助事業の概要
- 2 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する必要性
- 3 参考資料

(代表申請者) 本件責任者および担当者の氏名、連絡先など
(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：
(2) 担当者の所属部署・役職・氏名：
(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が申請すること。

様式第 17（第 16 条関係）

識別番号	
------	--

番 号

年 月 日

環境大臣 殿

補助事業者 住 所

氏名または名称

代表者の職

代表者の氏名

令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージ・バリエーションの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 年度事業報告書

年 月 日付 第 号で交付決定の通知を受けた令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージ・バリエーションの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業について、令和 7 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業）ストレージ・バリエーションの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業 交付規程第 16 条第 1 項の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

施設の名称：

1 事業実施による二酸化炭素排出削減効果について

- (1) 年度二酸化炭素排出削減量（実績）
- (2) 実績報告書における二酸化炭素排出削減量に達しなかった場合の原因

※上記削減量の算出根拠（発電量、自家消費量、余剰売電量等のデータ）となる資料を添付すること。

<定置用蓄電池又は車載型蓄電池を導入した場合>

2 事業実施による蓄電池導入効果について

※蓄電池を導入したことによる経済的効果（電気料金削減効果等）を可能な範囲で定量的に記載すること。必要に応じて参考資料を添付すること。

<オンサイトPPAモデルによる設備導入の場合>

3 需要家への補助金相当額の還元状況（還元方法及び還元額（実績））

※還元額の内訳（算出式）を記載すること。必要に応じて参考資料を添付すること。

(代表申請者) 本件責任者および担当者の氏名、連絡先など
(1) 責任者の所属部署・役職・氏名：
(2) 担当者の所属部署・役職・氏名：
(3) 担当者の連絡先（電話番号・メールアドレス）：

注1 本様式は参考書式であり、事務の簡素化の観点から、任意の様式・提出方法を指定する場合がある。

- 2 交付規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者（代表申請者）が報告すること。